

平成30年度東京都立高等学校等 給付型奨学金制度のご案内

※ 「就学支援金」、「奨学のための給付金」とは認定基準等が異なります。

※ 「給付型奨学金」の申請をしない方は、書類の提出は不要です。

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

本制度の利用を希望される方は、提出期限までに、申請手続きを行うようお願いいたします。

※ 本制度は生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

1 支給対象となる生徒

■ 次の対象世帯のいずれかに該当する生徒

支給対象世帯	年収目安	支給限度額
生活保護受給世帯、及び 区市町村民税所得割額が非課税の世帯	約250万円未満	50,000円
区市町村民税所得割額が 5万1,300円未満の世帯	約250万円～ 約350万円未満	30,000円

※1 区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※2 支給対象とならない場合

- (1) 休学又は留学の許可を受けている場合
- (2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合
- (3) 措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
- (4) 平成29年1月1日現在保護者の一方でも海外在住で、課税情報が取得できない場合

2 支給対象経費

①学校行事における経費

- ・勉強合宿費
- ・語学合宿費
- ・長期における実習先までの交通費
- ・介護実習費

他

②学力向上に向けた経費

- ・模擬試験受験料
- ・実力テスト受験料
- ・AO・論文対策講座受講料
- ・大学実践模試受験料

他

③検定試験経費

- ・英語検定費
- ・漢字検定費
- ・簿記検定費
- ・情報処理検定費
- ・秘書検定費
- ・色彩検定費

他

④資格試験経費

- ・危険物取扱者取得費
- ・電気工事士資格費
- ・ガス溶接技能講習費
- ・インテリアコーディネーター取得費
- ・自動車整備士取得費

他

※上記はあくまで一例です。

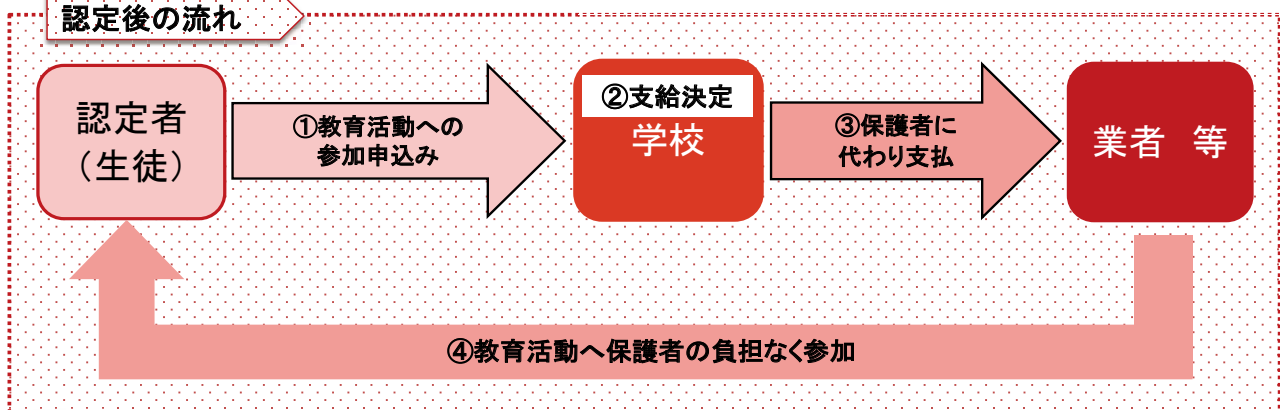
詳細な支給対象経費については後日学校から改めて周知いたします。

3

申請について

- (1) 給付金を申請される方は「4 手続きに必要な書類」を御参照の上、東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書と対象世帯であることが分かる書類を提出してください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は、各学校が設定する支給対象経費に対して、支給限度額まで保護者の負担なく参加できます。

認定後の流れ



4

手続きに必要な書類

申請者全員

- 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

生活保護受給世帯

- 生活保護受給証明書
- 生活保護の対象であることを確認できるもの
 - 親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの
 - 生活保護の対象であることを確認できない場合は、区市町村民税所得割額を確認できる書類を御提出ください。

非課税世帯又は区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯

- 区市町村民税所得割額が51,300円未満であることを確認できる書類（写し可）

いずれかを保護者全員分

- 平成29年度住民税（非）課税証明書
- 平成29年度特別徴収税額通知書
- 平成29年度住民税納税通知書

※1 平成30年4月の高等学校等就学支援金申請又は平成29年7月の高等学校等就学支援金申請において、既に提出している必要書類がある場合、申請書のみ提出で審査可能となります。

※2 平成30年4月1日以降個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）を提出している場合は、申請書のみ提出で審査可能となります。

5

提出期限・提出先等

提出期限

各学校が指定する提出期限まで

※ 書類に不備があった場合に備え、早期に御提出ください。

提出先及び 問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室
生徒が在学している国公立高等学校等の事務室

制度に関する 問合せ先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側39階
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862（平日9:00～17:45）